

県南広域振興局長告示第160号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成22年県南広域振興局長告示第195号）で告示した花巻市東和町土沢特定猟具使用禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成24年10月19日

県南広域振興局長 田村均次

変更後の花巻市東和町土沢特定猟具使用禁止区域の区域 花巻市地内の国道283号と市道駅前八日市場線との交点を起点とし、起点から国道283号を南東に進み市道晴山梁川線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み猿ヶ石川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道落合南成島線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道南成島線との交点に至り、同点から同市道を西に進み主要地方道北上東和線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み市道中田母衣輪線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道中田桑の木沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道六本木駒板線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み国道283号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み市道六本木愛宕線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道関口線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道愛宕表の森線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道石南線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道八幡沢2号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道田屋川八幡沢線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道本妙寺線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道火葬場線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道駅前八日市場線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道八日市場線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道駅前八日市場線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域